

## 1 療養費とは

健康保険においては、病院の窓口で保険証を提示して診療を受けることが原則です。

しかし、次のアからサの状況において、患者が全額自己負担したときに必要な書類と領収書の原本を添えて保険者（所属する市町村又は国保組合）に申請することで、療養費の支給が必要と認めた場合に限り保険給付分（7割から9割）が療養費として支給されます。

なお、療養費は、患者に選択の自由があるものではありません。その状況がやむを得ない場合や医師の医学的判断に基づいて、病院で果たすことのできない役割を補う場合に限り支給されます。

- ア 緊急の場合や旅行先などで保険証を持ち合わせていなかった場合など、保険証を提示しないで病院等で治療を受け、その費用を全額支払った場合
- イ 緊急やむを得ない事情により、周りに保険医療機関がないため保険証による保険診療をしない病院等において、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合  
たとえば、事故により最寄りの病院にかつぎこまれたが、その病院が保険診療をしていないため、やむを得ず自費により診療を受け、その費用を全額支払った場合など
- ウ 治療用装具を作製した場合
- エ 柔道整復師による施術を受けた場合
- オ あん摩・マッサージ師による施術を受けた場合
- カ はり師、きゅう師による施術を受けた場合
- キ 輸血のために生血を求めた場合の生血代
- ク 移送費
- ケ 資格証明書を提示して病院等で治療を受けた場合の特別療養費
- コ 国民健康保険限度額適用・標準負担額限度額認定証を病院等に提示できなかった場合の標準負担額の差額
- サ 海外療養費

## 2 療養費の支給の申請

(1) 療養費の支給を受けようとするときは、次の書類が必要となります。

- 1 療養費支給申請書
- 2 診療内容証明書
- 3 領収書

(2) 療養費支給申請書には、次の事項を記載して保険者（所属する市町村又は国保組合）に提出します。

- ア 保険証の記号及び番号
  - イ 診療、薬剤の支給又は手当を受けた者の氏名及び生年月日
  - ウ 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日
  - エ 診察、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局の名称及び所在地
  - オ 診療又は調剤をした医師若しくは歯科医師又は薬剤師の氏名
  - カ 対象期間
  - キ 診療内容証明の金額
  - ク 保険証を使用できなかった理由
  - ケ 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨記載します。）
- 上記の書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に日本語の翻訳文の添付が必要となります。

### 3 療養費の申請期間

療養費の申請期間は、治療費を支払った日の翌日から二年となります。二年を経過すると請求権（保険給付を受ける権利）がなくなります。